

草津市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年11月21日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
プラス薬局	草津市若草5-13-3	有限会社プラス薬局	草津市若草5-13-3	居宅療養管理指導	令和5年6月22日

（令和5年11月21日揭示済み）

草津市告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年11月21日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
プラス薬局	草津市若草5-13-3	有限会社プラス薬局	草津市若草5-13-3	居宅療養管理指導	令和5年6月22日

（令和5年11月21日揭示済み）

草津市告示第267号

令和5年10月19日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和5年11月21日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和5年度草津市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2 決算題目一覧

令和4年度草津市一般会計歳入歳出決算

令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算

令和4年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和4年度草津市水道事業会計決算

令和4年度草津市下水道事業会計決算

3 要領 略

（令和5年11月21日揭示済み）

草津市告示第268号

草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市インフルエンザ予防接種費用助成事

業実施要綱を廃止する要綱
草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱
(令和2年草津市告示第297号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(令和5年11月21日揭示済み)

草津市告示第269号

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱(令和元年草津市告示第177号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 補助金交付申請額明細書(別記様式第1号) (2) 教育・保育事業内容書(別記様式第2号) (3) 職員調書(別記様式第3号、別記様式第3号－1) (4) 所要額調書(別記様式第4号) (5) 延長保育事業費調書および補助金所要額(別記様式第5号) (6) 延長保育事業計画書(別記様式第6号) <u>(7) 看護師配置費調書(別記様式第7号)</u> <u>(8) 前年度決算書および当該年度予算書</u> 2 規則第7条第1項に規定する申請をする場合の同条第2項の規定により準用する同規則第3条第1項の添付書類は、同項の規定にかかわらず、前項第2号から<u>第8号</u>までに掲げる書類および補助金変更交付申請額明細書(別記様式<u>第8号</u>)とする。 第5条 《現行どおり》 第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度	第1条～第3条 《省略》 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 補助金交付申請額明細書(別記様式第1号) (2) 教育・保育事業内容書(別記様式第2号) (3) 職員調書(別記様式第3号、別記様式第3号－1) (4) 所要額調書(別記様式第4号) (5) 延長保育事業費調書および補助金所要額(別記様式第5号) (6) 延長保育事業計画書(別記様式第6号) 《改正後に新設》 <u>(7) 前年度決算書および当該年度予算書</u> 2 規則第7条第1項に規定する申請をする場合の同条第2項の規定により準用する同規則第3条第1項の添付書類は、同項の規定にかかわらず、前項第2号から<u>第7号</u>までに掲げる書類および補助金変更交付申請額明細書(別記様式<u>第7号</u>)とする。 第5条 《省略》 第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度

改正後				改正前			
の6月30日までとする。 (1) 補助事業年度の収支決算書 (2) 補助金収支明細書（別記様式第9号） (3) 延長保育事業費実績調書および所要額（別記様式第10号） (4) 延長保育事業実績報告書（別記様式第11号） (5) 特別配置職員等給与支出済報告書（別記様式第12号） (6) 看護師配置費実績調書（別記様式第13号） 別表（第2条・第3条関係）				の6月30日までとする。 (1) 補助事業年度の収支決算書 (2) 補助金収支明細書（別記様式第8号） (3) 延長保育事業費実績調書および所要額（別記様式第9号） (4) 延長保育事業実績報告書（別記様式第10号） (5) 特別配置職員等給与支出済報告書（別記様式第11号） 《改正後に新設》 別表（第2条・第3条関係）			
事業	事業内容	補助の要件	補助金額	事業	事業内容	補助の要件	補助金額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
延長保育事業費	《現行どおり》	《現行どおり》	1 特定分 子ども・子育て支援交付金交付要綱（<u>令和5年7月31日付けこ成事第365号</u>）<u>こども家庭庁長官</u>通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の	延長保育事業費	《省略》	《省略》	1 特定分 子ども・子育て支援交付金交付要綱（<u>平成28年7月20日付け府子本第474号</u>）<u>内閣総理大臣</u>通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」（特

改正後				改正前			
			項中「3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額。				<u>例措置分</u>」の項中「3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）における補助基準額。
看護師配置費	保育中に体調不良となった児童のために看護師を配置する事業	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る保育所等に通所する児童に対して	当該看護師の給与等の年額。ただし、国要綱別紙「病児保育事業（特定分・一般分・事業費）」の項中「3 体調不良児対応型」における補助基準額とする。（配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）	＜改正後に新設＞	＜改正後に新設＞	＜改正後に新設＞	＜改正後に新設＞

改正後				改正前			
		保健的な 対応等を 図るため に看護師 (補助対 象保育士 等を除く。)を配置 している こと。	に当該月数を乗じ て得た額)				
備考				備考			
1～2 《現行どおり》				1～2 《省略》			
別記様式第1号（第4条第1項第1号関係） （別添1－1のとおり）				別記様式第1号（第4条第1項第1号関係） （別添1－2のとおり）			
別記様式第2号 《現行どおり》				別記様式第2号 《省略》			
別記様式第3号（第4条第1項第3号関係） （別添2－1のとおり）				別記様式第3号（第4条第1項第3号関係） （別添2－2のとおり）			
別記様式第3号－1 《現行どおり》				別記様式第3号－1 《省略》			
別記様式第4号（第4条第1項第4号関係） （別添3－1のとおり）				別記様式第4号（第4条第1項第4号関係） （別添3－2のとおり）			
別記様式第5号 《現行どおり》				別記様式第5号 《省略》			
別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添4－1のとおり）				別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添4－2のとおり）			
<u>別記様式第7号（第4条第1項第7号関係）</u> （別添5のとおり）				《改正後に新設》			
別記様式第8号（第4条第2項関係） （別添6－1のとおり）				別記様式第7号（第4条第2項関係） （別添6－2のとおり）			
別記様式第9号（第6条第2号関係） （別添7－1のとおり）				別記様式第8号（第6条第2号関係） （別添7－2のとおり）			
別記様式第10号（第6条第3号関係） （別添8－1のとおり）				別記様式第9号（第6条第3号関係） （別添8－2のとおり）			
別記様式第11号（第6条第4号関係） （別添9－1のとおり）				別記様式第10号（第6条第4号関係） （別添9－2のとおり）			
別記様式第12号（第6条第5号関係） （別添10－1のとおり）				別記様式第11号（第6条第5号関係） （別添10－2のとおり）			
<u>別記様式第13号（第6条第6号関係）</u> （別添11のとおり）				《改正後に新設》			

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年11月22日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1-1

別記

様式第1号（第4条第1項第1号関係）

補助金交付申請額明細書

	交 付 申 請 額	備 考
障 害 児 入 所 幼 稚 園 型 認 定 こ ど も 園 教 諭 特 別 配 置 費	円	
延 長 保 育 事 業 費	円	
<u>看 護 師 配 置 費</u>	円	
合 計	円	

別添1-2

別記

様式第1号（第4条第1項第1号関係）

補助金交付申請額明細書

	交 付 申 請 額	備 考
障 害 児 入 所 幼 稚 園 型 認 定 こ ど も 園 教 諭 特 別 配 置 費	円	
延 長 保 育 事 業 費	円	
合 計	円	

別添 2-1

様式第3号(第4条第1項第3号関係)

職 員 調 書

施設名

[illegible]

別添 2-2

様式第3号（第4条第1項第3号関係）

職 員 調 書

施設名

[illegible]

別添3-1

様式第4号（第4条第1項第4号関係）

所 要 額 調 書

施設名

（障害児入所幼稚園型認定こども園教諭特別配置費）

障害児数 う ち 重 度			区分		専任教諭氏名	延予定 勤務日数	配置月	支出予定額 (配置月分) A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	備 考
			1:1 2:1 3:1	保育のみ 保育教育 教育のみ								
保 育 教 育	人	人				日	月	円	円	円	円	
							～					
							～					

（障害児保育延長加算分）

支出予定額 A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	支出予定額の内訳
円	円	円	円	

（延長保育事業費関係）

支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

（看護師配置費関係）

看護師氏名	臨時常勤の別	延予定	配置月	支出予定額	基準額	補助基本額	補助金額	備 考
		勤務日数		(配置月分)		A		
		日	月	円	円	円	円	
		～						
		～						

別添3-2

様式第4号（第4条第1項第4号関係）

所 要 額 調 書

施設名

（障害児入所幼稚園型認定こども園教諭特別配置費）

障害児数 う ち 重 度			区分		専任教諭氏名	延予定 勤務日数	配置月	支出予定額 (配置月分) A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	備 考
			1:1 2:1 3:1	保育のみ 保育教育 教育のみ								
保 育 教 育	人	人				日	月	円	円	円	円	
							～					
							～					

（障害児保育延長加算分）

支出予定額 A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	支出予定額の内訳
円	円	円	円	

（延長保育事業費関係）

支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

（延長保育事業費（特別措置分）関係）

支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

開所時間		実施類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
11時間 (時 分 ～ 時 分) 延長保育も含めた時間 (時 分 ～ 時 分)	保育短時間認定	延長時間	平均延べ利用人数(人)												年間実利用人数	基準額
		前 分延長													人	円
		後 分延長														
		後 分延長														
	保育標準時間認定	前30分延長														
		後30分延長														
		前1時間延長														
		後1時間延長														
		前2時間延長														
		後2時間延長														
	標準時間合計														計	
																人

別添5

様式第7号(第4条第1項第7号関係)

看護師配置費調査

看護師氏名	配置月	支出予定額 (配置月分) A	着付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	利用児童数	備考
	月	円	円	円	円	円	円	人	

延べ利用児童数														
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		

※本事業を担当する看護師等の児童全体の健康管理・衛生管理等の体系的な対応を日常的に行っていることがわかる資料を提出すること。
※本事業を担当する看護師等の地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施していることがわかる資料を提出すること。

別添6-1

様式第8号(第4条第2項関係)

補助金変更交付申請額明細書

	変更後所要額	既交付決定額	差引所要額
障害児入所 幼稚園型認定こども園 教諭特別配置費	円	円	円
延長保育事業費	円	円	円
看護師配置費	円	円	円
合計	円	円	円

別添6-2

様式第7号(第4条第2項関係)

補助金変更交付申請額明細書

	変更後所要額	既交付決定額	差引所要額
障害児入所 幼稚園型認定こども園 教諭特別配置費	円	円	円
延長保育事業費	円	円	円
合計	円	円	円

別添7-1

様式第9号（第6条第2号関係）

施設名

補助金収支明細書

（障害児入所幼稚園型認定こども園教諭特別配置費）

対象児童数	専任教諭	教諭配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		月	円	円	円	円	円
		～					
		～					
		～					

（障害児保育延長加算分）

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	支出済額の内訳
円	円	円	円	円	

（延長保育事業）

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

（看護師配置費）

看護師 の人数	看護師	配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		月	円	円	円	円	円
		～					
		～					

別添7-2

様式第8号（第6条第2号関係）

施設名

補 助 金 収 支 明 細 書

（障害児入所幼稚園型認定こども園教諭特別配置費）

対象児童数	専任教諭	教諭配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
人		月	円	円	円	円	円
		～					
		～					
		～					

（障害児保育延長加算分）

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額	支出済額の内訳
円	円	円	円	円	

（延長保育事業）

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
円	円	円	円	円

（延長保育事業（特例措置分））

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
円	円	円	円	円

別添 8 - 1

様式第10号 (第6条第3号関係)

延長保育事業費実績調書および所要額

① 延長保育の状況

通常の保育時間 (8時間)		時 分	～	時 分
延長を含む保育時間 (11時間超)	前延長 後延長	時 分	～	時 分

② 保育短時間認定

区分	延べ人数(人)	実利用人数(人)	保育短時間認定児童数(人)
前延長			
後延長			

③ 保育標準時間認定

区分	延べ人数(人)	実利用人数(人)
前延長		
後延長		

④ 延長保育事業にかかる経費

必要経費(他の補助や運営費の対象経費と重複しないこと)

項 目	金額	備考
人件費		
(保育短時間認定)		
(保育標準時間認定)		
その他経費		
(保育短時間認定)		
(保育標準時間認定)		

専任職員(補助対象職員)

教諭氏名	年間給料	年間手当	年間共済費	年間計
	円	円	円	円
				0

⑤ 延長保育補助金所要額

基本分(11時間の開所時間の始期および終期前後の保育需要への対応の推進分)および延長分の加算分

区 分	対象経費に対する 支出済額	寄付金その他 の収入額	差引額(A-B)	基準額	補助基本額 (C、D比較して少ない方の額)	備 考
	A	B	C	D	E	
延長保育(保育短時間認定)	円	円	円	円	円	
			0		0	
延長保育(保育標準時間認定)	円	円	円	円	円	
			0		0	

(注1) 上段には、延長保育(保育短時間認定)について、固定の基準年額による基本分補助に関する経費関係を記入すること。

(注2) 下段には、延長保育(保育標準時間認定)の時間数に応じた経費関係を記入すること。

別添 8 - 2

様式第9号（第6条第3号関係）

延長保育事業費実績調書および所要額

① 延長保育の状況

通常の保育時間 (8時間)		時 分	～	時 分
延長を含む保育時間 (11時間超)	前延長 後延長	時 分	～	時 分

② 保育短時間認定

区分	延べ人数(人)	実利用人数(人)	保育短時間認定児童数(人)
前延長			
後延長			

③ 保育標準時間認定

区分	延べ人数(人)	実利用人数(人)
前延長		
後延長		

④ 延長保育事業にかかる経費

必要経費(他の補助や運営費の対象経費と重複しないこと)

項 目	金額	備考
人件費		
(保育短時間認定)		
(保育標準時間認定)		
その他経費		
(保育短時間認定)		
(保育標準時間認定)		

専任職員(補助対象職員)

教諭氏名	年間給料	年間手当	年間共済費	年間計
	円	円	円	円

⑤ 延長保育補助金所要額

基本分(11時間の開所時間の始期および終期前後の保育需要への対応の推進分)および延長分の加算分

区 分	対象経費に対する 支出済額	寄付金その他 の収入額	差引額(A-B)	基準額	補助基本額 (C、D比較して少ない方の額)	備 考
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	
延長保育(保育短時間認定)						
延長保育(保育標準時間認定)						

(注1) 上段には、延長保育(保育短時間認定)について、固定の基準年額による基本分補助に関する経費関係を記入すること。

(注2) 下段には、延長保育(保育標準時間認定)の時間数に応じた経費関係を記入すること。

開所時間		実施類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
11時間 (時 分 ～ 時 分) 延長保育も含めた時間 (時 分 ～ 時 分)	保育短時間認定	延長時間	平均延べ利用人数(人)												年間実利用人数	基準額	
		前 分 延長													人	円	
		後 分 延長															
	保育標準時間認定	前30分延長														人	円
		後30分延長															
		前1時間延長															
		後1時間延長															
		前2時間延長															
		後2時間延長															
標準時間合計														計			
														人	円		

別添10-1

様式第12号 (第6条第5号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 済 報 告 書

(特別配置区分：障害児・延長)

職 名	氏 名		設置年月日			施設名							
月	人件費 (A)					(A) のうち処遇改善部分 (B)				差引額 (A－B)	出勤日数	備 考	
	本 給	諸 手 当	事業主負担分共済費	期末勤勉手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費	処遇改善等 加算Ⅰ	処遇改善等 加算Ⅱ	処遇改善等 加算Ⅲ	左記の 処遇改善 にかかる 共済費				
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

別添10-2

様式第11号 (第6条第5号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 済 報 告 書

(特別配置区分：障害児・延長)

職 名	氏 名		設置年月日			施設名							
月	人件費（A）					（A）のうち処遇改善部分（B）					差引額 （A－B）	出勤日数	備 考
	本 給	諸 手 当	事業主負担分共済費	期末勤勉手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費	処遇改善等 加算Ⅰ	処遇改善等 加算Ⅱ	処遇改善等 加算Ⅲ	左記の 処遇改善 にかかる 共済費				
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

別添11

様式第13号(第6条第6号関係)

看護師配置費実績調査

看護婦氏名	配置月	支出金額 (配置月分) A	寄付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A-B) C	補助金等額 D	補助金本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	利用児童数	備 考
	月	円	円	円	円	円	円	人	

延べ利用児童数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※本事業を担当する看護婦等の児童全体の健康管理・衛生管理等の体系的な対応を日常的に行っていることがわかる資料を提出すること。
※本事業を担当する看護婦等の地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施していることがわかる資料を提出すること。

(令和5年11月22日揭示済み)

草津市告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年11月22日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
さくら薬局 草津店	草津市川原二丁目16-41	令和5年10月1日

(令和5年11月22日揭示済み)

草津市告示第271号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月22日

草津市長 橋 川 渉

- 1期日
- 令和5年11月29日
- 2場所
- 草津市議会議場

(令和5年11月22日揭示済み)

草津市告示第273号

草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部を改正する要綱

草津市民スポーツ大賞表彰要綱（平成16年草津市告示第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （大賞の設定） 第2条 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 <u>（3） 大賞「功労賞」</u> ア 大賞を受賞後、継続した活動において本市の名 を高め、本市スポーツの振興に顕著な功績を残し、 市長が特に必要と認めるものに贈るもの <u>（4） 大賞</u> ア 次に掲げる大会において入賞した選手に贈るもの の（<u>前各号</u>に該当する場合を除く。） （ア）～（エ） 《現行どおり》 イ～ウ 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 （3） 記念品（大賞「最高栄誉賞」、<u>大賞「栄誉賞」</u> <u>および大賞「功労賞」</u>のみ） 3 <u>大賞「功労賞」および大賞は、同一の個人または</u> 団体に対し、1年度につき1回に限るものとする。 <u>ただし、大賞「功労賞」については、1年度にかか</u> <u>わらず、1回に限るものとする。</u> 第3条～第4条 《現行どおり》	第1条 《省略》 （大賞の設定） 第2条 《省略》 （1）～（2） 《省略》 《改正後に新設》 <u>（3） 大賞</u> ア 次に掲げる大会において入賞した選手に贈るもの （<u>第1号および第2号</u>に該当する場合を除く。） （ア）～（エ） 《現行どおり》 イ～ウ 《省略》 2 《省略》 （1）～（2） 《省略》 （3） 記念品（大賞「最高栄誉賞」<u>および</u>大賞「栄誉 賞」のみ） 3 大賞は、同一の個人または団体に対し、1年度に つき1回に限るものとする。 第3条～第4条 《省略》

付 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

（令和5年11月28日揭示済み）